

事業所単位の派遣可能期間の制限に抵触する日の通知書【例】

平成××年××月××日

〔派遣元〕

A株式会社 郡山事業所 殿

〔派遣先〕

株式会社B 南東北支店

派遣可能期間の制限に抵触する日について

今般、当社において派遣労働者の受入を予定しているところですが、当該受入については派遣可能期間の制限を受けるため、抵触日については下記のとおりです。

記

1. 派遣受入予定事業所

事業所名 株式会社B 南東北支店

所在地 福島県いわき市小名浜字花見山5-3

2. 当事業所において派遣受入開始予定日及び派遣可能期間の制限に抵触する日

① 派遣役務受入開始（予定）日 平成27年10月 1日

② 派遣可能期間の制限に抵触する日 平成30年10月 1日

以上

延長後の事業所単位の期間制限に抵触する日の通知書【例】

平成30年 9月20日

〔派遣元〕

A株式会社 郡山事業所 殿

〔派遣先〕

株式会社B 南東北支店

派遣可能期間の延長に伴う期間制限の抵触日について

平成××年××月××日付で通知した派遣可能期間の制限に抵触する日について、当初予定の3年を超えて、引き続き労働者を受け入れることになりましたので、延長後の事業所単位の派遣可能期間の制限に抵触する日を下記のとおり通知いたします。

なお、延長にあたり、予め当社内において過半数労働組合等への意見聴取等の手続を適正に実施済みです。

記

① 派遣受入事業所名 株式会社B 南東北支店

② 現行の期間制限に抵触する日 平成30年10月 1日

③ 延長後の期間制限に抵触する日 平成33年10月 1日

以上